# ボートレース鳴門大型映像装置ユニット更新業務 公募型プロポーザル実施要領

# 【日程】

公告 令和5年6月20日(火)

質問受付期間 令和5年6月20日(火)~6月 27日(火)

参加資格確認結果の通知 令和5年7月 3日(月)

現場確認及び既存資料

閲覧の申込み 令和5年7月 5日(水)

現場確認及び既存資料閲覧 令和5年7月 6日(木)~7月 7日(金)

提案書等提出期間 令和5年7月 5日(水)~7月24日(月)

提案書等の審査及び評価令和5年7月下旬頃(予定)審査結果通知予定日令和5年8月上旬頃(予定)契約締結令和5年8月中旬頃(予定)

※日程は都合により変更する場合がある。

# 1. 業務の概要

(1)業務名 ボートレース鳴門大型映像装置ユニット更新業務(以下「本業務」という。)

(2)目 的 ボートレース鳴門の対岸大型映像装置及び確定盤表示部のユニットを

更新し、高精細な映像によるサービスを安定的にお客様へ提供するこ

とを目的とする。

(3)業務内容 本業務仕様書のとおり

(4)履行期間 契約締結日~令和6年3月31日

(5)金額上限 480,000,000円(消費税及び地方消費税を除く)

(6) 担当部署 担当課 :鳴門市企業局 ボートレース事業課

住所 : 〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜 48-1

TEL : 088-685-8111 FAX : 088-685-0342 Mail : br\_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp

# 2. 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲

げる要件を一つでも満たさなくなった場合は原則として、参加資格を取り消すものと する。

- (1) 単体の法人であること。また、1者につき1提案とする。
- (2)公営競技(モーターボート競走、競馬、競輪、及び小型自動車競走)のメインスタンド施設(外向発売所や場外発売所などは含まない。)において映像表示面積が165㎡以上の大型映像装置の設置を、平成25年4月1日から当該入札公告日までに元請けとして完了した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。
- (4) 次の①又は②に該当する者であること。
  - ① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争 入札参加の有資格者で営業品目にG407 (映像・音響装置) があること。
  - ② 上記①に該当しない者で、別紙1に示す物品等の契約に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。
- (5)鳴門市請負者等指名停止措置要綱(平成22年4月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6)鳴門市暴力団等排除措置要綱(平成24年8月1日施行)に基づく入札参加排除 措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされていない及びこれらの手続き中である者でないこと。

# 3. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加表明者」という。)は、提出期間に 参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式10)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年 6月30日(金)午後4時
- (2) 提出先
  - 1.(6)に掲げる担当部署
- (3) 提出書類
  - ① 公募型プロポーザル参加表明書(様式1)
  - ② 提案者の概要及び実績の略歴(様式2)
  - ③ 別紙1に記載の書類(鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている者は不要)

- (4)提出部数 各1部
- (5)提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、提出期限日時までに必着のこと。)

# 4. 参加資格の審査及び確認結果の通知

(1)参加資格の確認

参加表明者について、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。 なお、参加表明に係る提出書類について本市から説明を求められた場合、参加表 明者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果については、令和5年7月3日(月)までに通知する。 なお、本通知が令和5年7月4日(火)午後4時においても届かない場合は、必ず「1.(6)担当部署」に問い合わせすること。

# 5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、それ以外の内容と判断した質問には回答しない。

(1) 提出期限

令和5年6月27日(火)午後4時まで(必着)

- (2) 提出先
  - 1.(6)に掲げる担当部署
- (3) 提出方法

質問書(様式3)に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子 データを添付のうえ、「1.(6)担当部署」のメールアドレスに送信すること。 誤送信等のトラブルの責任は持てないため十分注意すること。

※ 電子メールのみの受付とし、必ず着信の確認を行うこと。ただし、口頭、電話等による質問及び受付期間外の質問書の提出には応じない。

なお、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しない。

(4) 回答方法

令和5年6月29日(木)までに、鳴門市公式ウェブサイト上に掲載する。

#### 6. 現場確認及び既存資料の閲覧

費用算出にあたり、既存の大型映像装置の仕様や筐体などの詳細、搬入ルート検討の ための現場状況把握が必要な場合は、次のとおり現場確認及び既存資料の閲覧(以下「現 地確認等」という。)を行うことができる。

# (1) 現地確認等の申込日

令和5年7月5日(水)午前9時~午後4時まで 申込は参加資格を有する者とし、1者につき1回とする。

現場確認と既存資料の閲覧時間は合わせて2時間以内とする。(時間配分は自由)

# (2) 申込方法

現場確認等を希望する場合は、現地確認等参加申込書【様式11】を「1.(6) 担当部署」のメールアドレスに送信すること。送信後は、必ず担当部署に電話し、 受信確認を行うこと。

#### (3) 現地確認等の日時の連絡

担当部署が日程を調整し、現地確認等参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡する。現地確認等は、令和5年7月6日(木)及び令和5年7月7日(金)の2日間で実施予定。

調整が困難となった場合、現地確認等ができないことある。

# 7. 提案書等の提出

提案書等を作成するにあたっては、別紙2の作成要領を参照すること。

(1)提出期限

令和5年7月5日(水)~7月24日(月)午後4時まで(必着)

- (2) 提出先
  - 1.(6)に掲げる担当部署
- (3)提出方法

持参又は郵送で提出すること。

(郵送の場合は、書留郵便とし提出期限日時までに必着のこと。)

- (4) 提出書類
  - ① 公募型プロポーザル企画提案書(様式4)
  - ② 企画提案内容(任意様式)
  - ③ 見積書(様式5)
- (5) 提出部数

①紙媒体 8部(代表者印押印のもの1部と写し7部)

写しについては、代表者印押印のものと同様とみなし、「ボートレース鳴門大型映像 装置ユニット更新業務」に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」 という。)の各委員にそのままの状態で配布するので、内容の確認は申請者の責任にお いて行うこと。

#### 8. 提案書等の取り扱い

(1)提出後、記載された内容の追加及び変更は原則として認めないものとする。

- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 参加表明書が提出されていても提案書等の提出がない場合、参加を辞退したものとみなす。

# 9. 提案書等の審査

# (1)審査方法

受託候補者の選定は、選定委員会において、技術提案書、プレゼンテーション及び ヒアリングによる審査を踏まえ実施する。

なお、評価項目・配点等の基準については、別紙3のとおりとする。

- (2) プレゼンテーション及びヒアリング
  - プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)の実施方法は以下のとおりとする。
  - ① プレゼンテーション等の出席者は、参加者に所属する社員で本業務を担当する者とし、計3名以内とする。
  - ② プレゼンテーション等の日程(時刻)、場所等については、参加者に別途通知する。 (7月上旬頃予定)
  - ③ プレゼンテーション等は、参加者が提出した技術提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。 (スクリーン及びプロジェクター(配線含む。)は、市が用意する。指し棒等は各自で持参すること。)
  - ④ プレゼンテーションの持ち時間は 15 分、その後の選定委員会委員からのヒアリン グも 15 分程度を予定している。
  - ⑤ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

# (3) 受託候補者の決定

最終評価点の合計が最も高かったものを受託候補者とする。なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行い、別紙3の評価区分No.1~4の評価点の合計が当該項目の満点(配点×選定委員数)の6割以上である場合のみ受託候補者として決定する。

# (4) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査の結果は参加者全員に対し行い、受託候補者決定後、速やかに通知する。
- ② 審査の結果は後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。 公表の内容は選定委員会の日時及び選定委員会委員数、参加表明者数、受託候補 者名、参加表明者の各審査項目及び合計点等とする。

# (5) 契約締結交渉

選定委員会において、受託候補者に選定された提案者と市は契約交渉を行う。

なお、契約交渉が不調となったときは次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

### 10. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 提案書等の作成様式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 提案価格(見積書)が、1.(5)に掲げる予算規模を超過したとき。
- (4) 提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) 本プロポーザルの手続きの過程で、2. の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (7) 次のいずれかの行為を行ったとき。
  - ① 選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること。
  - ② 他の参加者と応募内容又はその意図について相談を行うこと。
  - ③ 受託候補者選定終了までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- (8) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

#### 11. 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、提案書等の内容をもとに本市と 詳細を協議するものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものと する。

また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

#### 12. その他

- (1)提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による 提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として参加者に不利が生じても本市はこの 責を負わない。参加者において、配達記録郵便の利用等、必要な対策を講じること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加 資格停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類はいかなる理由があっても返還はしない。
- (4) 提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、や むを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければなら ないものとする。

- (5) 書類の作成、提出及び審査等に係る費用は参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は事由発生後、速やかに「プロポーザル参加辞退届」(様式10) を持参又は郵送により提出するものとする。 なお、取り下げによる不利益な取り扱いはないものとする。
- (7) 本提案に係る提出書類は、鳴門市情報公開条例(平成13年鳴門市条例第34号)に 基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開す ることで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非 公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あ らかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでる恐れのある 情報については、決定後の公開とする。

- (8) 仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、 契約締結時に発注者・受注者が協議の上、内容を確認・変更するものとする。
- (9) 提案書等の提出後、市の判断により、ヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。
- (10) 提案書等の内容が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利 の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。

# 13. 問い合わせ先

担当課 :鳴門市企業局 ボートレース事業課

担当 : 谷本、沼野

住所 : 〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜 48-1

TEL : 088-685-8111 FAX : 088-685-0342

Mail : br\_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp